## 社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

(目的)

第1 県は、社会福祉施設等の整備を図るため、予算の範囲内において、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象)

- 第2 この補助金の交付の対象である事業、施設の種類、補助事業者の範囲及び対象となる 整備区分は別表第1のとおりとする。
- 2 前項の施設整備は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(平成17年10月5日 付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「国補助金交付要綱」と いう。)第2の3の(2)及び(3)に定める整備内容をいう。
- 3 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。
  - (1) 土地の買収又は整地に要する費用
  - (2) 職員の宿舎に要する費用
  - (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(補助金の交付額の算定方法)

- 第3 補助金の交付額は、次項又は第3項の規定に定めるところにより算出した額とする。 この場合において、交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるもの とする。
- 2 前条第1項の施設に係る創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、国補助金交付要綱第2の6の(1)のアにより選定された額に4分の3を乗じて得た額と国補助金交付要綱第2の6の(1)のイにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額以内の額を交付額とする。
- 3 前条第1項の施設に係る前項に掲げる事業以外の事業については、国補助金交付要綱に 定める対象事業の区分に応じ、国補助金交付要綱第2の6(2)のイに規定する都道府県( 指定都市及び中核市)補助基本額に4分の3を乗じて得た額以内の額を交付額とする。 (申請の取下期日)
- 第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の処分に係る制限の期間)

第5 規則第19条第1項に規定する期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法 律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号により厚生労働大臣が定める期間 とする。

(工事の状況報告)

第6 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、工事着工報告書(様式第5号)により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については工事進捗状況 報告書(様式第6号)により、毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに知事に報告しなければならない。 (立入検査等)

- 第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者(市町村を除く。)に対して、 必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他 の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、 当該補助金の交付に当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の 交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に 立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることが できる旨の条件を付さなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託 の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため 、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事 業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ ることができる旨の条件を付さなければならない。

(書類の整備等)

第8 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助 事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間(当該補助事業により取得し、 又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては当該処分の 制限期間)これを保存しなければならない。

(前金払)

第9 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、社会福祉施設等施設整備 費補助金前金払請求書(様式第7号)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出し なければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

- 第10 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率(当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第8号)により知事に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第11 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

別表第1 (第2関係)

障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支 援するための法律(平成17年法律第123号。以 下「障害者総合支援法 」という。)第5条第 1項に規定する障害福 批サービス事業(同条 第6項に規定する療養 介護、同条第1項に規定する方能等協同条 第12項に規定する方能なり には別を第13項に規定する解析 素が13個と表生の を行う施設(以下 「障害者総合支援法関する を行う施設の施設を 整備  「原書者総合支援法第5 条第2項に規定する を行きをという。)という。)という。)の6号の規定によ の6号の規定によの を行う施設の施設を 整備  「障害者を接施設の施設を 整備  「障害者を含すり、 を有348条第2項第 10004号及び第10 の6号の規定によ の6号の規定に表 でされないこととさ れている法人(社 会福社法人、日本 ホー学社、公益社 団法人、公益財団法人、公益財団法人、公益財団法人、公益財団法人、公益財団法人、公益財団法人、公益財団法人、公益財団法人、公益財団法人、公益財団法人、公益財団法人、公益財団法人、公益財団法人、公益財団法人、公益財団法人、第をいい、とを除く。) 「の条第1項に規定する居 定行護、同条第3項に規定する居 定行護、同条第3項に 規定する重視に規定する所。 成策、表述と 表述と、の) 「制度事業所、便 制度、増築、 を終等、整備 を行う事業所 の施設を備を を行う事業所 の施設を備を を行う事業所 の施設を備を	交付の対象となる事業	 施設の種類		対象整備区分
世会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。) 第58条第 1項に規定する渡著 人、日本赤十字社、一般社団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等をいう。以下「社会福祉法人等」という。) は同条第15項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する障害福祉サービス事業所」という。) ゆうか 離続支援に限る。) を行う施設とで「障害者支援施設 地方税法(昭和25年2年第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、「政策事業所、「カリス」、「対策事業所、「カリス」、「対策事業所、「カリス」、「対策事業所、「カリス」、「対策事業所、「大規難事業所、「カリス」、「対策事業所、「大規難事業所、「カリス」、「対策事業所、「大規難事業所、「カリス」、「対策事業所、「大規難事業所、「立成策事業所、「対策事業」「対策事業」「対策事業所、「対策事業所、「対策事業」」「対策事業」(対策事業」「対策事業」(対策事業」「対策事業」(対策事業」「対策事業」(対策事業」(対策事業」(対策事業」(対策事業」(対策事業」(対策事業」(対策事業、対				
でにより事業を実施する法人(社会				改築、大規模
成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」」という。)第5条第 1項に規定する障害福 社サービス事業(同条第6項に規定する療養 介護、同条第7項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する開産、担定する生活介護、同条第14項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労移行支援では同条第15項に規定する就労移行支援では同条第15項に規定する所が連設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)及び同条第11項に規定する障害者を援施設の施設整備  「障害者総合支援法第5条第2項第26日表別の6号の規定により固定資産税ととされている法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、一般社団法人、公益社団法人、一般社団法人、二般社団法人、一般社団法人、等を除く、、選議、「成社会福祉法人等」、対策を兼工、「同条第4項に規定する目前、対策事業所、定方、企業を表し、「対策事業所、定方、企業を表し、「対策事業所、対策事業所、就労、企業主義、「大規模策」、「大規模策」、「大規模策」、「大規模策」、「大規模策」、「大規模策」、「大規模策」、「大規模策」、「大規模策」、「大規模策」、「大規模策」、「本社社、「本社社		714721		修繕等、スプ
下「障害者総合支援法」という。)第5条第 1項に規定する障害福 社サービス事業(同条 角頂に規定する療養 介護、同条第7項に規 定する生活介護、同条第14項に規 定する就労移行支援又 は同条第15項に規定する 副練、同条第15項に規定する の)を行う施設(以下 「障害福祉サービス事業所」という。)及び 同条第11項に規定する 障害者支援施設の施設 整備  「聴害者を分支援法第5条第2項に規定する 障害者総合支援法第5 条第2項に規定する居定介護、同条第3項に規定する直域、大会を除く。) を育う態、同条第3項に規定する同で接護事業所、行規定する直皮訪問介護、大人会福祉法人、公益社団法人、公益社団法人、公益社団法人、公益社団法人、公益社団法人、公益社団法人、公益社団法人、公益社団法人、公益社団法人、公益社団法人、公益社団法人、一般社団法人、公益社団法人、一般社会福祉法人等。 「使事業所、定期、人等をいい、医療、法人を除く。」 「関連事業所、定期、人等をいい、医療、大規機関、「同条第4項に規定する行動援、政策事業所、就労。」で「おり事業所、就労。」で「おり事業所、就労。」で「おり事業所、就労。」で「おり事業所、就労、定義主人を除る。」とは、「は、「は、」に、」に、「は、」に、「は、」に、「は、」に、「は、」に、」に、「は、」に、「は、」に、「は、」に、「は、」に、」に、「は、」に、」に、「は、」に、「は、」に、」に、「は、」に、」に、「は、」に、「は、」に、」に、「は、」に、」に、「は、」に、」に、「は、」に、」に、「は、」に、」に、「は、」に、」に、「は、」に、「は、」に、」に、、」に、「は、」に、」に、「は、」に、」に、、」に、、」に、「は、」に、」に、、」に、、」に、、」に、、」に、、」に、、」に、、」に、、」に、				
□ という。)第5条第 1項に規定する障害福 ・				
1 項に規定する障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労務続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)及び同条第11項に規定する職務が決した。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)及び同条第11項に規定する障害者支援施設の施設整備			人、日本赤十字社	朽民間社会福
世サービス事業 (同条 第6項に規定する療養 介護、同条第7項に規定する自立 訓練、同条第14項に規定する自立 訓練、同条第15項に規定する。)を行う施設(以下 「障害福祉サービス事業所」という。)及び同条第11項に規定する。)及び同条第11項に規定する 障害者支援施設の施設整備 を備 を 歴書者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、国局条第3項に規定する居の行援護事業所、位規定する可に規定する同行援護及び同条第1項に規定する同行援護及び同条第1項に規定する。 を第34組法人、日本ホ十字社、公益社団法人、一般社団法人、一般社団法人、一般財団法人等をいい、医療法人を除く。) 「管害者総合支援法第5条第2項に規定する居と介護、同条第3項に規定する居と介護、関同条第3項に規定する居と介護、大等をいい、医療法人を除く。) 「一般社団法人、一般財団法人等をいい、医療法人を除く。)」を行う施設(同行援護事業所、何規定する信行援護事業所、短期、所事業所、規定する重度訪問介護、大学をいい、医療法人を除く。) 「日本市・大学社、公益社団法人、一般社団法人、一般社団法人等をいい、医療法人を除く。」)を行う護事業所、のが後護事業所、のが後護事業所、のが設整備をを行う事業所、成別、下手生介護等、大規模事業所、就労 で行う事業所、就労 で行う事業所、立生活援助事業所、のが設整備をを行う事業所、のが設整備をを行う事業所、のが設整備をを行う事業所、のが設整備をを対しているととなって、といるに対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、				祉施設整備及
			一般社団法人、公	び避難スペー
定する生活介護、同条 第12項に規定する自立 訓練、同条第14項に規 定する就労移行支援又 は同条第15項に規定す る就労継続支援に限る 。)を行う施設(以下 「障害福祉サービス事業所」という。)及び 同条第11項に規定する 障害者支援施設の施設 整備 障害者総合支援法第5 条第2項に規定する居 宅介護、同条第3項に 規定する重度訪問介護 、同条第4項に規定す る同行援護及び同条第5項に規定する同行援護及び同条第5項に規定する行動援 该(以下「居宅介護等 本表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	第6項に規定する療養		益財団法人、一般	ス整備
第12項に規定する自立 訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又 は同条第15項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下 「障害福祉サービス事業所」という。)及び 同条第11項に規定する 障害者支援施設 地方税法(昭和25 年法律第226号) 第348条第2項第 第000 4号及び第10 の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益財団法人、一般財団法人、一般財団法人、一般財団法人、一般財団法人、工は一般財団法人、工は一般財団法人、工は一般財団法人、工は一般財団法人、工は一般財団法人、工は一般財団法人、工は一般財団法人、等をいい、医療法人を除く。) 「障害者総合支援法第5条第2項に規定する居」を対議のに規定する居を介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護事業所、規援護事業所、規模事業所、規模事業所、規模事業所、規模事業所、規模事業所、規模事業所、規模事業所、規模事業所、規模事業所、規模等、選難、スペース整備、居宅介護等、項に規定する同行援護及び同条第5項に規定する行動援。定着支援事業所、自立生活援助事業所、の施設整備を行う事業所、の施設整備を			財団法人、特定非	
調練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)及び同条第11項に規定する障害者支援施設 地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、一般財団法人、一般財団法人、一般財団法人、一般財団法人、一般財団法人、工は一般財団法人、工は一般財団法人、工は一般財団法人、工は一般財団法人、工は一般財団法人、工は一般財団法人等をいい、医療法人を除く。) 社会福祉法人等 創設、増築、改築、大規模原する重度訪問介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第3項に規定する同行援護及び同条第5項に規定する同行援護事業所、規 を修繕等、避難、スペース整備、保宅介護等等の施設整備を行う事業所、向施設整備を行う事業所、向施設整備を	定する生活介護、同条		営利活動法人及び	
定する就労移行支援又 は同条第15項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下 「障害福祉サービス事業所」という。)及び 同条第11項に規定する 障害者支援施設の施設整備    本書	第12項に規定する自立		営利法人等をいう	
は同条第15項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)及び同条第11項に規定する障害者支援施設の施設整備    下では、	訓練、同条第14項に規		。以下「社会福祉	
□ を行う施設(以下 「障害福祉サービス事業所」という。)及び 同条第11項に規定する 障害者支援施設の施設整備  「障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護事業所、 年法律第226号) 第348条第2項第 10の4号及び第10 の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、又は一般財団法人、等をいい、医療法人を除く。) 「障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護事業所、 同行援護事業所、行規定する重度訪問介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第3項に規定する「制援護事業所、行規定する可行援護及び同条第、 5項に規定する行動援。 10の4号及び第10 の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、学をいい、医療法人を除く。) 「健康事業所、重要法人を除く。」 「関係等等、選難者所、を持続等、選難者の施設整備を行う事業所、 の施設整備を行う事業所、 の施設整備を	定する就労移行支援又		法人等」という。	
(以下 「障害福祉サービス事業所」という。)及び同条第11項に規定する障害者支援施設の施設整備 整備 を構築を設定を設定を設定を設定を設定を設定を設定を設定を設定を設定を設定を設定を設定を	は同条第15項に規定す		)	
「障害福祉サービス事業所」という。)及び同条第11項に規定する障害者支援施設の施設整備 整備 整備 をおいてととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、公益財団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人等をいい、医療法人を除く。) をいた、一般社団法人、等をいい、医療法人を除く。)を終り、同条第2項に規定する居を訪問介護事業所、同行援護事業所、同行援護事業所、短期、同条第4項に規定する可行援護及び同条第に規定する行動援では、対する重度が関係を対する可行援護及び同条第に規定する行動援では、対する重度が関係を対する同行援護及び同条第に規定する行動援では、対する重要が関係を対する同行援護及び同条第に対する可に規定する行動援では、対する重要が関係を対する同行援護及び同条第に対する可に規定する行動援では、対する重要が関係を対する同行援護及び同条第に対する同行援護及び同条第に対するでは、対する関係を対する可能を対するでは、対する場合は、対する対対が対するでは、対する対対が対するでは、対する対対が対する関係を対するでは、対する対対が対するでは、対する対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が	る就労継続支援に限る	障害者支援施設	地方税法(昭和25	
業所」という。)及び 同条第11項に規定する 障害者支援施設の施設 整備 整備 を構 を構 を構 を構 を により固定資産税を課 されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社 団法人、公益財団法人、公益財団法人、又は一般財団法人、又は一般財団法人等をいい、医療法人を除く。) を を第2項に規定する居 を介護、同条第3項に規定する「同行援護事業所、同行援護事業所、同行援護事業所、短期、同条第4項に規定する同行援護及び同条第、で着支援事業所、自 で、対して、の施設を構を で、必築、大規模 を経等、避難、の一般では、の、のを、との、のを、との、との、との、との、との、との、との、との、との、との、との、との、との、	。)を行う施設(以下		年法律第226号)	
同条第11項に規定する 障害者支援施設の施設 整備  の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、一般社団法人又は一般財団法人、等をいい、医療法人を除く。)  障害者総合支援法第5 条第2項に規定する居度訪問介護事業所、行規定する重度訪問介護事業所、行規定する重度訪問介護 助援護事業所、短期、同条第4項に規定する同行援護及び同条第 択支援事業所、就労 こ同行援護及び同条第 択支援事業所、就労 こ同行援護及び同条第 択支援事業所、就労 こを行う事業所、成労 に着支援事業所、自 並生活援助事業所、	「障害福祉サービス事		第348条第2項第	
障害者支援施設の施設 整備  り固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人等をいい、医療法人を除く。)  障害者総合支援法第5 居宅介護事業所、重集第2項に規定する居度訪問介護事業所、同行援護事業所、同行援護事業所、同行援護事業所、短期、同条第4項に規定する重度訪問介護 動援護事業所、短期、同条第4項に規定する所事業所、規方選事業所、規方選事業所、就労選る同行援護及び同条第 投支援事業所、財労選を行う事業所、財支援事業所、自 変化相談支援を行う事業所 の施設整備を	業所」という。) 及び		10の4号及び第10	
整備 されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人を除く。)	同条第11項に規定する		の6号の規定によ	
れている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人等をいい、医療法人を除く。)  「障害者総合支援法第5 居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、重度訪問介護事業所、行規定する重度訪問介護事業所、行規定する重度訪問介護 動援護事業所、短期、同条第4項に規定する所事業所、就労政府事業所、就労政府事業所、就労政府事業所、就労政府事業所、就労政府事業所、就労政府事業所、就労政府事業所、就労政府事業所、就労政府事業所、就労政府事業所、就労政府事業所、就労政府事業所、就労政府事業所、就労政府事業所、就労政府事業所、就労政府事業所、就労政府事業所、就労政府事業所、就労政府事業所、財政援事業所、自立生活援助事業所、向施設整備を	障害者支援施設の施設		り固定資産税を課	
会福祉法人、日本 赤十字社、公益社 団法人、公益財団 法人、一般社団法 人又は一般財団法 人等をいい、医療 法人を除く。) 障害者総合支援法第5 居宅介護事業所、重 条第2項に規定する居 度訪問介護事業所、行 規定する重度訪問介護 同行援護事業所、行 規定する重度訪問介護 、同条第4項に規定す る同行援護及び同条第 5項に規定する行動援 で着支援事業所、自 変に規定する行動援 を行う事業所、の施設整備を	整備		されないこととさ	
赤十字社、公益社 団法人、公益財団 法人、一般社団法 人又は一般財団法 人等をいい、医療 法人を除く。) 障害者総合支援法第5 条第2項に規定する居 定訪問介護事業所、 定介護、同条第3項に 規定する重度訪問介護 、同条第4項に規定す る同行援護事業所、短期 、同条第4項に規定す る同行援護事業所、就労選 る同行援護及び同条第 5項に規定する行動援 護(以下「居宅介護等 立生活援助事業所、 の施設整備を			れている法人(社	
団法人、公益財団 法人、一般社団法 人又は一般財団法 人等をいい、医療 法人を除く。) 管害者総合支援法第5 条第2項に規定する居 定訪問介護事業所、 定介護、同条第3項に 規定する重度訪問介護 、同条第4項に規定す る同行援護事業所、就労選 る同行援護及び同条第 5項に規定する行動援 で着支援事業所、自 変築、大規模 修繕等、避難 スペース整備 (居宅介護等 及び相談支援 を行う事業所 護(以下「居宅介護等			会福祉法人、日本	
法人、一般社団法 人又は一般財団法 人等をいい、医療 法人を除く。) 障害者総合支援法第5 居宅介護事業所、重 条第2項に規定する居 度訪問介護事業所、行 規定する重度訪問介護 助援護事業所、行 規定する重度訪問介護 の施設整備を で行う事業所、 で行う事業所、自 護(以下「居宅介護等 立生活援助事業所、			赤十字社、公益社	
人又は一般財団法 人等をいい、医療 法人を除く。) 障害者総合支援法第 5 居宅介護事業所、重 条第 2 項に規定する居 宅介護、同条第 3 項に 規定する重度訪問介護 、同条第 4 項に規定す る同行援護及び同条第 5 項に規定する行動援 度前で援事業所、前 を経等、避難 入所事業所、就労 方項に規定する行動援 で着支援事業所、自 で施設整備を			団法人、公益財団	
人等をいい、医療 法人を除く。)  障害者総合支援法第 5 居宅介護事業所、重 社会福祉法人等 創設、増築、 改築、大規模 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で			法人、一般社団法	
法人を除く。)   法人を除く。)   注人を除く。)   注条   注条   注条   注条   注条   注条   注条   注			人又は一般財団法	
障害者総合支援法第5 居宅介護事業所、重 社会福祉法人等 創設、増築、 条第2項に規定する居 度訪問介護事業所、行 規定する重度訪問介護 動援護事業所、行 規定する重度訪問介護 動援護事業所、短期 、同条第4項に規定す る同行援護及び同条第 択支援事業所、就労 5項に規定する行動援 定着支援事業所、自 護(以下「居宅介護等 立生活援助事業所、			人等をいい、医療	
条第2項に規定する居 宅介護、同条第3項に 規定する重度訪問介護 、同条第4項に規定す る同行援護及び同条第 5項に規定する行動援 護(以下「居宅介護等 立生活援助事業所、			法人を除く。)	
定介護、同条第3項に 規定する重度訪問介護 、同条第4項に規定す る同行援護及び同条第 5項に規定する行動援 護(以下「居宅介護等 立生活援助事業所、	障害者総合支援法第5	居宅介護事業所、重	社会福祉法人等	創設、増築、
規定する重度訪問介護 動援護事業所、短期 、同条第4項に規定す 入所事業所、就労選 る同行援護及び同条第 択支援事業所、就労 5項に規定する行動援 定着支援事業所、自 護(以下「居宅介護等 立生活援助事業所、 の施設整備を	条第2項に規定する居	度訪問介護事業所、		改築、大規模
、同条第4項に規定す る同行援護及び同条第 5項に規定する行動援 護(以下「居宅介護等 立生活援助事業所、 (居宅介護等 及び相談支援 を行う事業所 の施設整備を	宅介護、同条第3項に	同行援護事業所、行		修繕等、避難
る同行援護及び同条第 5項に規定する行動援 護(以下「居宅介護等択支援事業所、就労 定着支援事業所、自 立生活援助事業所、及び相談支援 を行う事業所 の施設整備を	規定する重度訪問介護	動援護事業所、短期		スペース整備
5 項に規定する行動援 護(以下「居宅介護等定着支援事業所、自 立生活援助事業所、を行う事業所 の施設整備を	、同条第4項に規定す	入所事業所、就労選		(居宅介護等
護(以下「居宅介護等」立生活援助事業所、の施設整備を	る同行援護及び同条第	択支援事業所、就労		及び相談支援
	5項に規定する行動援	定着支援事業所、自		を行う事業所
」という。) 並びに同   共同生活援助事業所   除く。)	護(以下「居宅介護等	立生活援助事業所、		の施設整備を
	」という。)並びに同	共同生活援助事業所		除く。)

条第8項に規定する短期入所、同条第13項に規定する現所、可条第16項に規定する就労定規定は規定する就労項に規定する就労項に規定する第17項に規定する第18項とは規定する共同条第19項に規定する相談支援を可条第19項を行る相談支援を可条第19項を行る相談支援を可能設整備	及び相談支援事業所		
身体障害者福祉法(昭 和24年法律第283号)第 5条第1項に規定する 身体障害者社会参加支 援施設(補装具製作施 設、盲導犬訓練施設及 び視聴覚障害者情報提 供施設に限る。)の施 設整備	補装具製作施設、盲 導犬訓練施設、点字 図書館、聴覚障害者 情報提供施設	社会福祉法人	創設、増築、 増築、 大規模 修繕 タララ の の の の の の の の の の の の の の の の の の
社会福祉施設等における応急仮設施設整備の 国庫補助の取扱いについて(平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づく応急仮設施設の施設整備	応急仮設施設	この表の施設の種 類ごとに定められ ている補助事業者	応急仮設施設 整備

別表第2 (第11関係)

<u> </u>	图(徐)			
条 項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の	社会福祉施設等施設整備費補	第1号	2部	別に定める
規定による書	助金交付申請書			
類	1 申請額內訳書	別紙1		
	2 事業計画書	別紙2		
	3 建物の室ごとの室名及び			
	面積を明らかにした書類			
	4 建物の配置図、各階平面			
	図及び立面図			
	5 設備の見積書			
	6 カタログの写し			
	7 敷地の登記簿謄本及び借			
	地の場合は賃貸借契約書の			
	写し			
	8 市町村補助金及び寄附金			
	に係る証拠書類			
	9 歳入歳出予算(見込)書	別紙3		
	抄本			
規則第6条第	社会福祉施設等施設整備事業	第2号	2部	変更(中止、
1項第1号、	変更(中止、廃止)承認申請			廃止)の理由
第2号及び第	書			が生じた日か
3号の規定に	1 申請額內訳書	別紙1		ら14日以内
より承認を受	2 事業計画書	別紙2		
ける場合の書	3 建物の室ごとの室名及び			
類	面積を明らかにした書類			
	4 建物の配置図、各階平面			
	図及び立面図			
	5 設備の見積書			
	6 カタログの写し			
	7 敷地の登記簿謄本及び借			
	地の場合は賃貸借契約書の			
	写し			
	8 市町村補助金及び寄附金			
	に係る証拠書類			
	9 歳入歳出予算(見込)書	別紙3		
	抄本	tota . —	. Tee	
	社会福祉施設等施設整備費補	第3号	1部	別に定める
1項の規定に		tota . —		
よる書類	社会福祉施設等施設整備費補	第4号	2部	
	助金事業実績報告書			

1	精算額內訳書	別紙4	
2	事業実績報告書	別紙5	
3	歳入歳出決算(見込)書	別紙6	
抄	少本		